

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R5.6.1	市政懇談会	土沢	財務部 東和総合支所	契約管財課 地域振興課	赤坂団地の用地売却について	昨年10月に赤坂団地集会所で行われた赤坂団地付近の市有地について、市営住宅以外の計画がなく、売却を検討していることから、地元の意見を伺いたいとのことで会議が行われた。その後、どのような状況であるか。	東和町安懐2区の赤坂団地とグリーンヒルズ六本木の間にある市有地については、長年活用されていなかった土地であるため、市としては市有地内にある排水路や南側に隣接する調整池など、引き続き市が管理すべき部分を除いて、土地を公売する方向で進めたい旨の住民説明会を令和4年10月20日に開催した。説明会の出席者からは、特に反対意見はなかったが、周辺住宅の生活や環境に迷惑がかからないよう配慮してほしいなどの意見をいただいたところである。その後、この土地の売却を前提に市関係部署との協議や土地の現況調査を進めていたところであるが、土地の南側には赤坂団地やグリーンヒルズ六本木に接続する上水道の本管及び下水道管が埋設されているほか、敷地内に花巻市の認定道路があること、そして、排水路や調整池への影響など、公売に向けての課題の整理・解決には、市関係部署や若手中部水道企業団との協議に時間を要することから、今後のスケジュールは固まっていない。
2	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部 地域振興部	市民生活総合相談センター 地域づくり課	のぼり旗設置にかかる事故の補償について	交通安全モデル地区・防犯協会・交通安全協会などののぼり旗を住民がボランティアで設置しているが、旗が飛んで事故になった場合の補償はどのようになるのか。	【市民生活部長】 交通安全モデル地区は花巻市交通安全対策協議会がコミュニティ会議を単位に指定するものであり、花巻市交通安全対策協議会の事業である。交通安全対策協議会と花巻市防犯協会は、それぞれ花巻市長が団体の長を担っており、事務局も市で行っているが、花巻市とは別団体である。また交通安全協会は市とは別個の団体である。 のぼり旗が飛んで発生した事故の原因が台風等の強風による自然災害である場合は、故意や過失がないため、一般的に不可抗力として法律上の賠償責任は発生しないと考えられる。 一方でのぼり旗が飛んで発生した事故の原因が、例えば、旗を設置するときしっかりと固定していなかったなど、設置や管理する上で過失があると認められる場合は、のぼり旗を設置した方や管理をしている方に責任があり賠償責任が生じるということになる。 のぼり旗の設置・管理について、適正に管理・設置していたと認められる場合は、のぼり旗の所有者である交通安全対策協議会や防犯協会などの団体が責任を負うことになる。 このような事故が発生したことは聞いたことがないが、事故を起こさないことが何より大事であることから、設置しているのぼり旗について、設置方法や管理に不備がないか確認するとともに、注意事項をまとめて、注意喚起等の案内をすることも検討していく。 【地域振興部長】 市が地域づくり活動を支援するため、現在、コミュニティ会議や自治会の施設と活動中の事故に対して、市が保険契約者になることについて検討している。 質問のあったのぼり旗や施設、活動を保険対象とすることについて、民間保険会社に確認したところ、コミュニティ会議や自治会に含めて包括的に扱っている保険はないとのことであった。 しかし、施設賠償保険等に個別に加入することが考えられるという回答の保険会社があったことから、それぞれの団体と保険会社との間で保険加入について協議することも必要になると考えている。
3	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部	市民生活総合相談センター	年間を通じてのぼり旗を掲げている団体・地域への対応について	花巻市交通安全対策協議会などから、交通安全週間などに合わせて、のぼり旗を掲げてもらいたいとの依頼があるが、ある団体や地域では、年間を通じて掲げているところがある。 けじめがないように感じているが、どう思われるか。	【市民生活部長】 交通安全対策協議会は季節の交通安全運動週間などに合わせて「旗を掲示してください」と地域の皆様に依頼をしているものであり、交通安全協会や母の会など、地域の交通安全関連団体において、年間を通じて掲示している場合があるのかもしれない。 これまで市から「年間を通じて旗を掲示してほしい」とのお願いをしたことはないが、今回このような質問を受けて、市としても地域ののぼり旗について認識不足であったと反省しており、のぼり旗の在り方についても考える必要があると思っている。 道路に設置する場合は道路占用許可が必要であり、現在、道路内に設置されているのぼり旗について、許可が下りていなければ違法になってしまう可能性がある。 交通安全対策協議会は花巻市を含めて交通安全運動に賛同して下さっている団体が一緒になって活動している団体であるため、ご意見を伺いながらのぼり旗の設置事業について、どのようにするべきか考えてまいりたい。 【八重樫副市長】 のぼり旗について、心配なのは風の強い時であり、そうした時には危険回避をしないといけないと思う。のぼり旗を下げるなどの対応を速やかに行うべきであり、通行する車や人に傷や怪我等を負わせることのないよう、気が付いた時は、総合支所などへ報いいただきたい。 のぼり旗が通年掲示されているというもの目につくかと思われる。管理団体を把握されているのであれば、市から管理団体へお話しすることもできると思うのでお知らせいただきたい。 のぼり旗を設置する目的は、市民の皆様や車で通行する方々に見ていただき、気を付けていただくよう啓発するものであるが、旗が飛んで事故の原因となることは問題であることから、改善していかなくてはならない。 通行車などにしっかりと啓発をするためには、期間を決めて集中的に啓発することが必要であり、通年で掲示をすると景観的にもよくないため、市としても注意喚起していきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
4	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部	市民生活総合相談センター	のぼり旗設置にかかる道路占用許可について	警察署協議会に確認したところ、許可を取っていないのぼり旗は違反とのことであった。許可を取らないで設置したのぼり旗が原因で事故が起きた場合、立てた方が悪い立場になってしまう。 市で一括して許可を取るなどの対応を検討いただけないものか。	道路に立てるのがいいのかということも含めて、今後検討していく。
5	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部	生活環境課	太陽光パネルの設置・廃棄について	太陽光発電の耐用年数が過ぎた太陽光パネルや破損した場合の廃パネル処理にかかる条例はあるのか伺いたい。	太陽光発電の耐用年数が過ぎた太陽光パネルや破損した場合の廃棄パネル処理と、設置に対する条例は今のところ整備されていない。 条例については、検討を進めており素案も作成しているが、国や県の情勢が変わっており、動向を探っている状況である。 太陽光パネル等の発電設備は、原則として産業廃棄物となるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条には、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」、同じく第11条には、「事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならない」と定められている。 また、廃棄については発電事業者には責任があることを前提としつつも、現在、国において、今後、事業実施にあたり適切に管理されていない発電設備や太陽光パネルの放置等といった課題を想定し、適正な処理を実施するための制度的対応について、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を開催し、太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討している。 大規模な設置による土砂流出等の災害への懸念については、熱海の土砂盛土の災害を契機として、国において、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省が共同事務局となり、「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」を開催し、有識者や実務者等にヒアリングを実施するなど幅広く議論を行い、令和4年10月に提言を公表している。 この提言を踏まえ、関係省庁が関係法令を改正して、太陽光発電に係る林地開発許可の対象基準が令和5年4月1日から引下げられ、また、森林法や盛土規制法等の土地開発に係る許可を申請要件とするなど認定手続きの厳格化が図られるほか、現在も法改正が審議されているなど、国により対応策が講じられている。 市としては、国に対して法整備を要望しており、今後も継続して要望していきたいと考えている。
6	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部	生活環境課	太陽光パネル設置に係る許可について	法整備の話があったが、法整備する前に設置されたものは規制の対象外になってしまおうと思う。 大規模に設置された太陽光パネルについて、元通りに復旧してもらえるか不安に感じている。 先ほど土砂流出という話も出たが、土地改良区などから許可をもらっているのか。	太陽光パネルの設置について、土地改良区などの関係団体に対して、設置前に事前協議をしなければいけないという法的な義務はないものの、利害関係者や関係団体に対しては事前に説明をするということになっている。また、市に対して太陽光パネルを設置したいという相談があった際には、地域住民に対して説明会等を開催するようお願いをしている。 土砂流出の懸念は全国的な問題として捉えられており、森林法の改正などがされてきている。財産権などの問題もあり、踏み込めない部分もあると思われるが、地域で心配事があるという場合には、相談いただければ、対応していきたい。
7	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部	生活環境課	太陽光パネルに関する情報提供について	後々問題が発生しないようにするためにも、地主が契約を結ぶ際にしっかりとした契約を結ぶことが大切だと思う。 地権者は高齢者であることが多く、よく分からないままに契約を進めてしまう可能性があるため、市民に対して広報等で情報提供等をしていただけるとありがたいと思う。	コメントなし
8	R5.6.1	市政懇談会	土沢	教育部	こども課	土沢幼稚園の閉園後の施設利用について	今年度末をもって土沢幼稚園が閉園になると伺っているが、閉園後の施設の利用計画があれば教えていただきたい。	土沢幼稚園を所管する教育委員会が本日出席していないため、一般論として説明する。 ご質問のとおり、今年度末の令和6年3月末をもって閉園することとなり、現在、5歳児が4名通園していると伺っている。 土沢幼稚園に限らず、これまで老朽化等により廃止をしてきた施設があるが、そうした場合にはまず市の施設として活用できるか議論をし、その後に地域に活用についての意見を伺ってきた。市でも地域でも活用策がない場合は、最終的に建物については解体して、更地化するという手順で進めていることから、同園についても同様の手順で進めていくものと思われる。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
9	R5.6.1	市政懇談会	土沢	東和総合支所 教育部	地域振興課 博物館 こども課	ふるさと歴史資料館、とうわ子ども未来館、土沢小学校の跡地・建物の検討状況について	ふるさと歴史資料館、とうわ子ども未来館、土沢小学校の跡地・建物について、検討がストップしているのではないかと考えている。検討の進展状況について、教えていただきたい。 土沢小学校は壁が落ちたりして、年2回の草刈りにも影響するかもしれないと感じている。 ふるさと歴史資料館は、旧東和病院であり、解体費用は多額であることから、すぐには対応できないことは理解しているが、解体後の利用方法について、検討を進めてもよいのではないかと。	【東和総合支所長】 土沢小学校について、新しい校舎は萬鉄五郎記念美術館の収蔵庫として活用している。古い校舎と体育館は、利活用の予定はないため解体することになるが、東和地域も含めて市内には、用途廃止をしながらも解体をしていない施設がある。さらにアスベストを含んでいることから、解体経費は高額になることが予想される中で、多額の費用をかけて解体するという結論に至っていない。 ふるさと歴史資料館ととうわ子ども未来館については、教育委員会の所管であり、詳しい状況は把握していないが、解体費用は土沢小学校以上に掛かるものと予想されることから、すぐに解体するという方針には至っていないものと思われる。 【八重樫副市長】 昨年度にお答えした時点から状況は進んでいないが、解体後の活用策を決めてから解体する方針に変わりはない。 また、活用するために、解体して更地にする必要がある場合には、解体費用をどのようにして財源措置するかという問題がある。 老朽化して壁が落ちるなど、草刈り等をするのに危険がある場合には、総合支所に相談いただきたい。
10	R5.6.1	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課	館山公園のつつじの剪定時期について	館山公園のつつじの剪定時期について、毎年秋から冬にかけて行われている。その時期ではせっかくの花芽まで剪定してしまうこととなる。 剪定時期を落花直後にすることができないか。	館山公園のつつじの管理は、東和総合支所地域振興課で行っている。 ご発言のとおり、つつじの花芽が出る前に剪定するべきであると認識している。 剪定業者は毎年入札により決定しているが、剪定時期について仕様書に記載し、適正な時期に行うようにする。
11	R5.6.1	市政懇談会	土沢	東和総合支所	地域振興課	市道新斉線の歩道の未舗装区間について	市道新斉線に未舗装の歩道がある。また地震などの影響から段差ができているところもある。修繕できないものか。	市道新斉線の歩道に一部未舗装区間があるが、土地所有者が海外におり連絡が取れない状況と伺っている。 現在は、細かい碎石を仮に入れさせていたいただいている。危険であればバリアードなどを設置するので、連絡をいただきたい。 また歩道のインターロッキングの段差については、現地を確認し補修対応したいので、場所の情報提供をお願いする。
12	R5.6.1	市政懇談会	土沢	建設部	都市機能整備	花巻駅橋上化について	JR花巻駅の橋上化について、進捗状況をご説明いただきたい。	市内15か所19回の説明会を開催し、8割以上の参加者から橋上駅自由通路整備について賛成という意見をいただいております。市としては、東西自由通路と合わせて、橋上駅整備の検討を進めようと考えている。説明会では、駅舎のデザインについても多くの意見をいただいている。デザインコンセプトについては、市民ワークショップを1月から3月に開催したほか、有識者会議でもご検討いただいたところであり、検討の結果まとめたデザインコンセプトはホームページで公開している。 ご意見の内容としては、宮沢賢治に関するご意見が多かったほか、花などの自然に関するご意見や、伝統芸能などを反映したほうが良いのではないかとのご意見があった。また、建物については、自然光を取り入れたほうが良い、電車が子ども達に見えるようにすると喜ぶのではないかとのご意見をいただいております。このようなご意見があったことについてはJRへお渡しする予定である。 今年度は基本協定を締結後、基本設計の協定を締結し、実際の設計業務に入ることとしている。設計を進めながら、市としてデザインの方向性を検討し、今年の末頃にJRから具体的な絵を出していただくこととなると考えている。その後は、再度、ワークショップ、有識者会議、市民説明会を行い市民の皆様からご意見をいただく機会を設けたいと考えている。 基本設計の完成が来年初め頃の予定であり、その後、実施設計に着手することとしており、完成時期については令和10年度を目処に進めてまいりたいと考えている。
13	R5.6.1	市政懇談会	土沢	市民生活部 東和総合支所	生活環境課 市民サービス課	ごみの分別について	ごみ集積所に出すごみ袋には、全国的に名前を書くことになっていると思うが、花巻市ではどのようなになっているか。どの程度の方が名前を書いているか把握しているものか。 また、ごみの分別について、一覧表に掲載されていない場合は、どうすればよいか。	ごみ袋に名前を書くことについて、どの程度の方が記載しているかということは把握していないが、各家庭に配布しているごみ分別表では、ごみ袋には名前を記載するようお願いしているところである。ただし、プライバシー保護の問題から名前を書き入れず、番号で管理している地域もあると認識している。分別が徹底されていない場合には、排出者が持ち帰って分別直すことが原則であり、そのためにも名前を記載していただきたいとお願しているものである。 ごみの分別表は、平成26・27年度頃に改定をした後、更新していないことから、掲載されていない物品があると思われる。そういった場合は、市ホームページにごみの名前を入力すると分類方法について、分かるようなシステムを導入しているのので、そちらを利用して確認いただくか、総合支所市民サービス課または、生活環境課まで電話などで問い合わせいただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
14	R5.6.1	市政懇談会	土沢	地域振興部 東和総合支 所	防災危機管 理課 地域振興課	梅雨時期の土砂崩れに対 する対策・調査について	毎年、梅雨時期になると大雨により想像 できないような雨が降り、全国でも土砂崩 れのニュースが多く流れている。 自宅のすぐ前が山であることから、土砂崩 れしなければよいと毎年心配である。 土砂崩れに対する地質調査などで調べる ことができないのか。	一般的に急傾斜地や土砂崩れが心配な箇所は、県が現地を回り確認し、危険な地域として指定することとなっている。 危険な地域の指定は県で行っているものではあるが、心配な部分があれば、市としても現地を確認したりしていきたいと思うので、お話しいただきたい。
15	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	商工観光部	商工労政課	今後の利用補助について	コロナ禍においては、国の旅行支援等と 並行して花巻市でも独自の温泉利用補助、 PayPay利用の20%還元、はなまき小判等 があったが、5類に移行後も花巻市は何か 利用補助を考えているか。電気料等の公共 料金、食料品等の生活必需品の値上げで 家計は大変である。PayPay利用の20%還 元をまた是非お願いしたい。	コロナ禍で地元の中小企業を支援するため、市ではPayPayキャンペーンや商工会議所事業のはなまき小判事業などへの補助を行ってきており、間接的に物価高騰などの中で消費者支援にもなってきた。 昨今の光熱費や物価高騰による家計への影響は大きいと考えているが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行され、観光客入込数や市内飲食店などをはじめとした消費状況も徐々に改善しつつある。その中で、PayPayキャンペーンについては、令和5年度当初予算において、約1か月分の事業費を計上しているところだが、その実施については、限られた財源の中で、より効果的な実施時期を検討する。 また、はなまき小判についても、当初予算に計上しており、商工会議所が事業を実施する際に、上乗せして補助をすることとしている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
16	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	建設部 地域振興部 商工観光部	建築住宅課 定住推進課 商工労政課	法律改正に伴う新たな空き家対策の推進について	2023年3月に国の空き家対策に関する法律の一部が改正されたが、倒壊などの恐れや周囲への悪影響がある特定空き家への対策について、市では新たな施策はあるか。	<p>【建設部長】 現在、市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき花巻市空き家等対策計画を策定し、様々な空き家対策に取り組んでいるところであるが、保安上、放置しておく危険なものや、衛生上有害なものなど管理が不適切なものについて、特定空き家等に認定している。これまで特定空き家等として指定したものは2件あり所有者に対し、しっかり管理するよう助言、指導を行っており、是正されない場合は勧告を行い、固定資産税の住宅用地の特例を解除するなどの措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行により市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただくよう指導している。その結果、特定空き家等2件のうち1件は所有者によって解体が行われている。特定空き家等に指定し所有者等による是正がなされない場合、最終的に行政代執行ということになるが、個人の財産に巨額の市税を投資すること、その費用回収が見込まれないことが殆どであるため、特定空き家等の認定については慎重に対応する必要がある。 国では令和5年3月に「空き家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、5月には衆議院において可決され、参議院においても6月7日に可決されたところである。法律の改正案の概要については、所有者の責務強化として現行の管理者の努力義務に、国や自治体の施策に協力する努力義務を加えること、また、特定空き家等になる恐れのある空き家を管理不全空き家等として位置づけられ、特定空き家等と同様に指導・勧告を行い、是正のない場合は固定資産税の住宅用地特例を解除するなどの内容とのことであるが、これまでの法律を大幅に変更するものではなく、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものとのことである。管理不全空き家等とは、ガラスが割れているような空き家などとの情報もあるが、今後、詳細なガイドライン等については、国から示されると思われ、市としてはその内容を見た上で、効果的な施策について検討していく。</p> <p>【地域振興部長】 当市では空き家の有効活用を通じて、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動態事業者と連携して空き家バンクへの登録物件の募集を行うとともに、空き家バンク登録にかかる相談にも応じており、登録された物件については、全国版空き家バンク「LIFULL HOME'S」のホームページや、当市の移住定住希望者向けサイト「いっとこ花巻」において広く情報提供を行っている。 空き家バンクに登録された空き家については、不動産業者の仲介のもと、物件登録された方と利用登録者との間で条件等のすり合わせがなされ、合意に至った場合には、物件の売買または賃貸借契約が行われているところである。 また、令和3年からは、若者世代の住宅取得支援と空き家の有効活用を目的に、花巻市空き家バンクに登録された物件を取得し、実際に居住を始めた39歳以下の方へ、30万円の奨励金を交付しており、昨年度からは制度を拡充し、県外から本市に移住した方もこの奨励金の交付対象としたところである。 さらに、市外に居住していた方が、空き家バンクに登録されている物件について、売買または賃貸借契約を結び、実際に本市に移住した際には、物件の提供者に10万円の奨励金を交付する、ということも実施しており、空き家バンク登録の一助となっていると認識しているところである。 このほかにも、花巻市定住促進住宅取得等補助金という制度も設けており、県外から転入される方が空き家バンクを利用して住宅を取得し、花巻に居住する場合には、空き家の改修費用を補助している。この補助金については、売買の場合は上限200万円、賃貸の場合は上限100万円を補助をしているところである。なお、この補助金については、県外から転入した子育て世帯が市内に住宅を新築または購入した場合も対象としている。 このように、市として、空き家の活用を推進すること併せ、当市への移住・定住を促進するための補助制度を設けているので、このこともこの機会にお知らせしておきたいと思う。 まず、子育て世帯が親等同居または同じコミュニティ区域内に居住を取得した場合、若しくは市が定める生活サービス拠点の範囲で住宅を取得した場合は、30万円の奨励金を交付する花巻市子育て世帯住宅取得奨励金がある。 ほかに、花巻市結婚新生活支援事業補助金という制度もあり、これには所得要件はあるが、夫婦共に39歳以下の方が婚姻され市内に住んだ場合、アパートの家賃、引っ越し費用等の補助がある。こちらの補助金は、夫婦共に29歳以下の場合60万円、39歳以下の場合30万円の補助を受けることできる。 市としては、このように住宅面で支援する補助金や奨励金を設けているが、これらの制度の周知に努めていく。 併せて、一軒でも多くの物件を空き家バンクに登録いただけるよう、これまでチラシ配布、市ホームページや広報等により周知を行っているところだが、引き続き情報発信に努めていく。</p> <p>【商工観光部長】 市では東京圏から移住し市内の事業所に就職した方に対して、国・県の制度を活用し、一定の要件を満たした方に単身であれば60万円、世帯であれば100万円の移住支援金を支給している。当制度において令和4年度には、令和4年4月1日以降の子育て世帯の移住者については、18歳未満の子を帯同して移住した場合には子1人につき30万円が加算する子育て加算が新設され、令和5年度には、この子育て加算を国・県と協調し、令和5年4月1日以降の転入の場合には1人につき100万円の加算となる制度の拡充を行った。 本支援のほか、東京圏のみならず、岩手県外から花巻市へ移住し、市内事業所等に新規で就職し半年以上勤務された方に25万円を支給するUターン者就業奨励金も市独自に支援している。こちらは移住支援金と異なり、東京圏に限らず岩手県外からの転入者であれば利用できるものとなっており、より活用しやすい制度となっている。また、東京圏からの移住者で先ほど、国・県と協調した支援の対象となる方も併給が可能となっており、その場合は10万円を支給している。 これらの、移住者向け支援については、市HPや広報、リーフレットの配架、市内企業向けのメルマガ等により周知を行い、利用促進を図っている。</p>
17	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	地域振興部	定住推進課	空き家対策の成果について	空き家対策による具体的な成果を教えてください。	<p>空き家バンクには現在25件掲載されており、石鳥谷地域では3件登録されている。そのうちの1件が八重畑地区である。令和4年度までに成約に至った件数は317件の登録に対して174件となっている。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
18	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	建設部	建築住宅課	空き家と地域の環境対策について	今なぜ全国的に空き家が増えているのか。市長の見解をお聞きしたい。	新聞等での情報と違う情報があるわけではないが、やはり人口が減っていること、そして住宅需要が減っていることが原因だと思う。高齢者世帯が増え、施設に入ったり、亡くなられたりして、そのときに後継者がいないことで空き家が増えていると思う。 花巻市は特に高齢化率が高く、後継者が別の場所に住んでいるといった傾向も強いので、他の地域と比べて空き家率は低い状況である。 全国的に見ても空き家は増えており、東京都の近郊でも都心から1時間ほどの場所に1戸建てが多く建てられていたが、今は住まなくなり空き家が増えている。また、全国で空き家率が一番高いのは山梨県で、バブル期に建設された別荘に興味を示す人が減ったことから空き家が増えているという状況である。
19	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	商工観光部	商工労政課	八重畑地区の地域振興について	花巻市の都市政策では、北上工業団地のためのスマートインター整備、山の神諏訪線道路整備、西南道の駅など、北上川西地域と南城地域の開発が行われた。また、市中心部の駅舎改築及び図書館の新設が今議論となっている。西側のインフラ開発は進んだが、一方で当地域は取り残された感じを受ける。 八重畑地区は農村地帯だが、農業離れが進んでおり、働く場所を求めて若者が他地域へ流出してしまうのではと危惧している。 八重畑地区から通勤可能な圏内に就職先があるなど、収入面でも安心して生活できるような住みよい環境の整備を期待しており、今後の花巻市全体の企業誘致等についてお話を伺いたい。	現在、花巻市の企業誘致については、岩手県の県南地域で集積が進み、今後もその流れが続くことが見込まれる半導体・自動車産業の関連企業等に加え、「2024年問題」を間近に控える運輸・物流産業の誘導を軸に活動を展開しているほか、既に本市に立地いただいている企業の工場増設や人材確保などに対するフォローアップを行っている。 本市は、いわて花巻空港や東北新幹線の新花巻駅に加え、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道に4ヶ所のICを有する高速交通網の要衝となっているほか、花巻PAスマートICが今年度中の完成を目指して整備が進められており、供用後は、本市の高速交通網がもっと整い、利便性の向上が期待される。 一方で、市内全体の産業団地の分譲率は、令和4年末時点で96.1%となっており、市内に進出を希望する企業の要望に応えきれないことから、新たな企業の受け皿となる産業団地の速やかな整備に向けて、花南地区へ約33haの計画面積を有する新たな産業団地の整備に取り組んでいる。今年度は、埋蔵文化財の発掘調査や各種申請手続きを経て、着手可能になり次第、造成工事などを進め、令和7年度からの供用開始を目指しているが、企業からの引き合いに応えられるよう1日も早い分譲を目指していきたいと思っている。また、今回整備する中央部の約12haのほか、残る約21haについても需要に応じて速やかな整備・分譲が可能となるよう、各種設計や調査などに取り組むまいと考えている。 八重畑地区については、権現堂山付近の山林を除き、全域が農業振興地域となっており、且つ農用地区域以外の農業振興地域(いわゆる農振白地)は、八重畑小学校付近と榊TSDが立地する八重畑工業団地と一部の山林のみと、工場等を誘致する適地が見当たらないと思えるものの、花巻第一工業団地や花巻流通業務団地まで数km圏内、花巻第二工業団地も10km圏内と、通勤しやすいロケーションであると考えられることから、これらの団地に立地する企業への包括的なフォローアップを通じ、八重畑地区にお住まいの市民の働く場所が確保できるよう取り組みたい。併せて、地元の榊TSDについても引き続きフォローアップを行いたい。 本市としては、高速交通網を活かした新たな産業団地の整備に加え、県内の他の自治体と比べても有利な条件を具備する本市独自の制度を含む各種優遇制度を最大限に活かし、県や関係機関と連携した誘致活動に取り組んでまいりたい。
20	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	地域振興部 農林部 商工観光部	防災危機管理課 農政課 商工労政課	防災センターの設置について	宿泊施設や防災の備蓄倉庫を兼ねた防災センターを設置していただきたい。平常時は花巻に移住を希望する人たちの体験移住の宿泊施設として利用できればいいと思う。また、農業の繁忙期には人手不足で困っているため、全国から体験学習や応援していただける人を募集して来ていただき、その際の宿泊施設として利用するのもいいと思う。さらに、八重畑地域の民間企業には海外からの研修生もおり、企業に対しての宿泊施設の支援ということも含めて、ぜひ設置をお願いしたい。 設置場所としては、花巻農業高校の元学生寮(清明寮)が適していると思う。県の所有となっており、県との協議等が必要になると思うが、高台であり、野球場が隣接されているために駐車場も確保できる。時間はかかるかもしれないが、将来的には八重畑地区にこのような施設を設置していただきたい。	要望として受けとめる。 確かに八重畑振興センターは浸水想定区域であり、避難場所としては適切でないことから、市では愛農農場の教室を指定緊急避難場所にすることを計画している。命を守ることが一番大事であり、避難所までの道路整備など、市ができることを検討しているところである。 100年に一度の洪水を防ぐための堤防については、皆様の声をいただいて、国へ粘り強く要望しているところで、それが少しずつ見えてきている状況である。それを踏まえたと、愛農農場が避難場所としての規模が十分であるかを考えながら、さらに必要がある場合には、防災センターの設置についても検討の余地はあると思う。 また、農業の繁忙期に働いてくれる方の宿泊施設とすることについては、どれだけの必要があるか調査しないことには、そのための施設として整備することは出来ない。防災の部分でさらに強化する必要がある場合は、要望のあった部分も含めて長期的に考えていく可能性はある。 企業の海外研修生については、確かに今の状況からすると日本人だけで日本の社会を維持していくことは困難だと思う。そういう意味では外国人を呼んでこなくてはならないが、日本の社会が変わるということも我々は覚悟しなくてはならない。今、国で新しい制度、法律を整備しているが、そのようなことをやっていく必要がある。 一方で、今、日本はすごく貧しくなっており、例えばマレーシアの大企業の課長級の給料は、日本の企業の課長級より高く、シンガポールの1人当たりのGDPは日本の2倍から3倍だと言われている。台湾や韓国についても日本の収入に追いついてきている状況である。今、日本の企業に働きに来ている外国人の多くはベトナム人である。しかし、ベトナムには日本のIT企業向けの人材を育成する大学があるとのことだが、アメリカなどの企業の方が給料が高く、日本の人気なくなってきたりしている。近い将来、ベトナムからも人が来なくなる可能性がある中で、企業が海外からどれくらい人を呼ぶのか、長期的な視点で観察していかなければならない部分がある。 要望の趣旨は理解するが、その必要性について検討していきたいと思う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
21	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	財務部 農林部 商工観光部 健康福祉部 教育部	契約管財課 農政課 観光課 健康づくり課 博物館	グリーンツーリズムについて	リンゴ農家でグリーンツーリズムを受け入れているが、高齢化により受け入れ農家が減っている。春と秋には修学旅行の受け入れ希望が出されるが、受け入れが難しい状況になってきている。 花巻農業高校の寮を宿泊施設として活用し、何軒かの農家で集まって対応すれば受け入れも可能になるのではないかと思う。	検討材料とさせていただきます。 グリーンツーリズムについて、都会の子供たちに体験の場を与えることと農業者の副収入を得ることが根本にあったと思うが、今、高齢化によって受け入れ農家が少なくなっている中、無理をして以前と同じ数の修学旅行生を引き受けることについては検討する必要があると思う。 八重畑のリンゴを含め花巻のリンゴは、販売促進で大阪や東京の市場に行く就非常評判がよく、花巻のリンゴは酸味と甘みのバランスが取れて非常に美味しいから、もっと出荷してほしいと言われており、生産量を増やしても間違いなく売れると思う。 しかしながら、生産者の減少により、花巻のリンゴ生産量は減っている状況である。市ではスマート農業等を使い何とか高齢者の方でも生産できるように考えているが、それでも生産者は減る傾向となっている。そうした状況の中で、グリーンツーリズムの受け入れをしていただいていることは非常にありがたいことであるが、無理をしてまでやっていただくことが妥当なのということについて、考えた方が良いと思う。 花巻農業高校の寮については、アスベストの問題はあるが、無償に近い金額で譲り受けられる可能性はあるかもしれない。しかし、市では過去において無償で受け入れた建物の処分に困っており、例えば、イーハトーブ病院はほとんど患者がいない状況で、病院が移転することになるが、建物を壊さなければなく、壊した後の地面も汚染されている可能性がある。花巻病院は土の入れ替えに数千万円掛かったが、厚生病院は、汚染土壌の除去を含め、解体工事に約13億円ほどかかっている。また、東和のふるさと歴史資料館があった所は昔の県立病院で、まだ調査していないが多額の費用が必要となることが予想される。さらに、旧花巻空港の交流会館は修繕費だけで毎年1千万円程度掛かっている。無償だからといって譲り受けると、それが市や市民にとって大きな負担となることもある。市で設置した建物も非常に古くなっており、そういった建物はできるだけ減らしていきたいというのが我々の考えなので、建物の取得については慎重に検討しなければならない。その上での可能性については否定するものではないので、今後も検討していきたいと思う。
22	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	商工観光部	観光課	花巻の観光物産について	花巻は宮沢賢治のみならず、メジャーリーグで大谷翔平選手あるいは菊池雄星選手が活躍されているので、ぜひアメリカに行って花巻の名前を高め、花巻の工業製品や農産物などを売り込んでほしい。	【商工観光部長】 宮沢賢治については、関連の映画が公開されたほか、今年が没後90年ということで、県内外にPRを行っている。 大谷選手や菊池選手については、花巻東高校のご厚意により、新花巻駅の待合室にユニフォームやグローブなどを飾らせていただいているが、あのように活躍されている両選手については、今後も伸び伸びと活躍していただきたいと思っており、大谷選手、菊池選手を観光の目玉にしようということは今のところ考えていない。 また、メジャーリーグの契約もあり、露出していただくことが非常に難しい状況のようである。 【市長】 大谷選手については、コマーシャル料だけで何十億円の収入と言われており、花巻市だけ無料でPRしていただくということではできない。花巻東高校の協力をいただきながら、お金を掛けずにできることをやらせていただいている状況である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
23	R5.6.9	市政懇談会	八重畑	農林部	農政課	農業振興について	八重畑地区は農業振興地域がほとんどであり、企業誘致も難しいというは理解している。 そうした中で、抜本的な農業振興をしっかりと進めてほしい。	<p>【農政課長】 花巻市の基幹産業は農業であると考えており、厳しい状況であることは間違いないが、国・県の制度を活用して様々な補助事業を行ったり、市単独ではスマート農業を推進するなどの取り組みを行っている。 これまで各集落で人・農地プランという、それぞれの地域の農業の進め方というものを作成していただいていたが、今年度新たに人・農地プランに将来の土地の利用を考えた地図を加えた地域計画を作成していくこととなっている。10年後を見据えて、維持していくのが困難な農地と、維持活用していく農地を区分けしながら、地域の皆様と一緒に作成していくものである。 今後も国や県の事業の活用や補助事業、スマート農業の推進など、出来ることを考えながら支援していきたい。</p> <p>【市長】 農産物の輸出について、例えば米の輸出であれば、興味を持っている卸業者もあるが、輸出は増えていない。高くて美味しい米の需要がどれだけあるかということである。日本食レストランで使いたいという所はあるかもしれないが、その中でカリフォルニア米より高い日本の米でなくてはならないという所がどれだけあるかというところ、それほど多くないと思う。それでも輸出したいという場合には、業者に対して話を進めていけば輸出できる可能性はある。ただし、例えばカリフォルニア米より高い米を、国内より高い値段で売れるのかということもあり、花巻農協も米の輸出には消極的なのだと思う。将来的に米の輸出を考えないということではなく、話が出てきた場合には市でも支援はするが、大きな期待はできないと思う。 次にリンゴについて、八重畑のリンゴは間違いなく輸出することができる。ただし、生産量が少なく、どれだけ農家の役に立つのかと考えると疑問である。青森ですごい量のリンゴを輸出しているが、青森の場合は生産量がとても多く、国内の市場で売り切れなため輸出しているものと理解している。大阪や東京の市場の方からは、花巻のリンゴは国内で高く売れるのだから輸出は必要ないと言われている。状況が変わり、国内で売れるよりも輸出した方が有利になった場合は、我々も一生懸命考えるが、現状において花巻のリンゴは生産したものを全てが売れるという状況であり、焦って輸出をする必要はないと考えている。 八重畑の農業の見直しを考えた場合、1つ目はリンゴである。作れば売れる状況だが生産量が減っている。高齢化は避けようがないので、農作業の省力化などを考えて、どうにかして生産量を増やしていかなくてはならない。 大迫のブドウも昭和30年代から生産量はずっと減っていたが、このところは維持できている状況である。その理由の大きな一つはワインシードル特区を使って、将来ワインを作れるかもしれないという希望で若い人たちが企業が参入していることである。リンゴはワインシードルの需要はそれほど多くはないが、加工していくことを含めて、単純にリンゴを生産していくだけではなく、楽しみを持つということを考えていくのも一つの方法ではないかと思う。リンゴの生産を諦めた農業者の土地を、若い人たちが借りたり買ったりしながら生産していくような仕組みを作っていくのが今後の課題ではないかと思う。 2つ目は米である。花巻市においては水田が約12,700ヘクタールあり、そのうち主食用米は半分の約6,300ヘクタールである。米の需要は、国内で年間8万トンずつ需要が減っていた中で、コロナ禍の影響もあり、近年は年間10万トンぐらいのペースで減っている状況である。コロナ禍が収まった中で状況を見ていく必要があるが、今の状況だと、今年の6月の民間在庫は200万トンを超えていると言われており、米の値段に影響を与えている。元々来年度は農水省の推測でも200万トンは切ると予測されていて、今年の米の生産量も減らしており、在庫が相当減るだろうという見方がされているので、米の値段は少なくとも去年よりは上がるのではないかと我々は期待している。 しかしながら、人口が減っており、今後間違いなく米の需要は減少し、市内約12,700ヘクタールの水田のうち半分以上の面積で主食用米を作ることではできなくなるので、このことについては考えていかなければならない。 その中で、今課題になっているのは水田活用の直接支払交付金について、5年に1回の水張条件を維持できるかという問題で、去年の5月、6月の段階では、農水省は5年に1回は水田で米を作らないと水田活用の直接支払交付金は払わないと言っていた。去年の10月頃に自民党の幹事長代行と花巻市の単独要望でお会いして話をした際、東北の農業者がみんな反発して大変な目にあつたと話をされていた。その結果もあるかと思うが、11月8日の閣議決定で5年に1回米を作らなくてもいいが、5年に1回、1か月水を張ればいいということになった。それでも土地改良区の水利権の関係があり、農閑期に5年に1回水張ができないところも多く、また栽培しているものによっては7年か8年に1回のローテーションが必要になるということで、5年に1回の水張も難しいという実態を農水省には伝えている。このことについて、4月末に本省の担当課長が来られ、閣議決定した事項で原則変えないが、実態として5年に1回の水張が出来ない事情があれば柔軟に対応すると話をしており、2週間くらい前に農政局岩手拠点事務所の参事官と市の農林部で、柔軟な対応をすることについて話し合った。5年に1回の水張要件を現実的なものに柔軟に対応運用することについては、今後も継続して協議してまいりたいと思っている。 4月に来られた時にもう一つ話をしたのは、米の生産を減らすために野菜やリンゴなど高収益なものに転作すればいいのだが、農業者の高齢化により人手がかかる農業ができなくなっているため、小麦や大豆に変えていく必要があるということである。水田への水張要件をなくするためには畑地にすればいいということで、畑地にすることについて国では5年間補助金を出すと言っているが、5年間ではなく長期的な補助をするよう要望している。農水省の課長は、岩手県は農地の貸し借りに掛かる賃貸料が高すぎるという話をしていたが、農林部で確認したところ、農水省試算の農地の賃貸料と花巻市の農地の賃貸料の平均を比べると、花巻の方が低くなっていた。花巻の豊かな水田地帯で大規模な農業をやっている方でも転作して食べていけないという状況であるのに、畑地化しているところほどの程度あるのかと聞いたところ、旭川周辺の大規模な水田地帯のみとのことであった。畑地化して5年間の補助金でその後もやっていけているところはほとんどないと言っており、このことについてももしっかり検討して、実態に合わせていくように願っていると述べている。我々としては、このような話し合いを続けて、転作していただくことを考えていきたいと思っており、そういうことをしていかなければ花巻の豊かな農地は守っていけないと考えている。 また、中山間地域等直接支払交付金は農業支援だけでなく中山間地集落の支援ともなっているため、今後も継続していただかなければならないことを要望している。その上で、狭い農地については、粗飼料の生産に変えていくことなども、長い目で見た時には考える必要があるかもしれない。今、農業をしている方々が高齢化により従事できなくなった場合に備えて、考えていく必要があると思っている。 今後の農業のあり方について、皆さんと一緒に考えていきたいと思っている。</p>